

令和7年度

行政視察報告書

大船渡市議会 議会運営委員会



# 議会運営委員会行政視察概要

- 1 視察年月日 令和7年7月23日(水)～24日(木)
  
- 2 視察先及び視察項目
  - I 茨城県取手市議会(7月23日)
    - オンライン会議の運営について
  
  - II 埼玉県川越市議会(7月24日)
    - 川越市議会ハラスメント根絶条例の制定等について
  
- 3 視察参加者 議員7名、事務局随員1名 計8名

委員長	佐藤優子
副委員長	山本和義
委員	三浦隆章
委員	船野章
委員	宮崎和貴
委員	遠藤章
委員	小松則也
随員	古澤純悦

---

## ◎ 目次

I 茨城県取手市議会	
1 取手市の概要	4
2 市議会の構成等	4
3 オンライン会議の運営について	5
II 埼玉県川越市議会	
1 川越市の概要	18
2 市議会の構成等	18
3 川越市議会ハラスメント根絶条例の制定等について	19

## I 茨城県取手市議会

### 1 取手市の概要

市制施行	昭和 45 年 10 月 1 日
人 口	105,674 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	52,255 世帯
面 積	69.94 km <sup>2</sup>
産業別人口比率	第 1 次 1.7% 第 2 次 21.4% 第 3 次 72.9%
財 政	令和 7 年度一般会計予算 5,044,000 千円 （歳入内訳：市税 29.1%、地方交付税 17.3%、 国庫支出金 15.4%、市債 7.1%、その他 31.1%） 特別会計予算（6 会計） 27,215,539 千円

取手市は、平成 17 年に旧取手市と旧藤代町が合併し、茨城県南部の中核的な都市となった。

近年は、魅力ある中心市街地の形成や新しいまちづくりを推進するとともに、シティプロモーションにも力を入れ、首都圏の近郊都市として、上野駅まで最短 33 分、品川駅まで直通で最短 49 分という立地を活かし、また、利根川や小貝川の恵まれた河川空間を活かし、さらに住みやすい、選ばれるまちづくりを進めている。

### 2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 24 人（24 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 7 年度一般会計予算 275,502 千円（0.6%）
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 10 万円
- (4) 委員会構成（現員数）
  - ・ 常任委員会 総務文教常任委員会（8 人）、福祉厚生常任委員会（8 人）、建設経済常任委員会（8 人）
  - ・ 議会運営委員会（8 人）
  - ・ 特別委員会 一般会計予算・決算審査特別委員会（10 人）
- (5) 議会事務局職員定数（現員数） 9 人（7 人）

### 3 オンライン会議の運営について

- 説明 取手市議会 赤羽直一 議員（議会運営委員会委員長）  
取手市議会事務局 小笠原一裕 局長補佐

#### ○ 取手市議会でのオンライン会議オンライン委員会のきっかけ

##### (1) タブレット端末の導入

令和元年度、議会運営委員会でタブレット端末の導入について検討し、令和2年8月からのタブレット端末導入を決定。

タブレット導入の当初の目的は次の2つ

- ・ 1つ目 議会のペーパーレス化を図る。
- ・ 2つ目 議場での採決システムが不安定になったことから、タブレット端末のアプリケーションの採決システムを利用する。

タブレット端末導入は、オンライン会議の開催を目的としたものではなかった。

##### (2) 新型コロナウイルスの蔓延

令和2年1月、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて発見され、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されることとなった。このことを受け、当時の議長が今後の議会運営への影響を懸念したことから、参集せずに会議を行うオンライン会議について調査・研究し、Zoomの利用が提案された。

#### ○ タブレット導入からオンライン会議実施までの流れ

令和2年4月8日	Zoomによる取手市議会災害対策会議の開催（最初のオンライン会議） ・ 議員個人所有のタブレットやパソコンを使用 ・ オンライン会議が実施可能と判断できたことから、オンライン会議に取り組む流れが生まれた
令和2年8月	タブレット導入
令和2年11月	公式の会議としてタブレットを用いたオンライン委員会を開催
令和2年12月	本会議において、SideBooksの表決システムを用いた表決を実施
令和3年6月	オンライン委員会において、SideBooksの表決システムを使った表決を実施

## ○ オンライン会議の運営・運用

### (1) 取手市議会のオンライン会議は Zoom を使用

令和2年4月8日	災害対策会議の際はテストとして個人所有のアカウントを使用。
令和2年11月	初の公式のオンライン委員会を開催。
現在	現在は、執行部所有の有料の Zoom アカウントを使用。無料でも Zoom 会議は可能だが、時間や参加人数に制限があるため。

### (2) オンライン会議のルールを設けている。

オンライン会議の実施運営・運用に当たり、ルールとして「オンライン会議時の申し合わせ」と議会運営委員会での「申し合わせ」を設けている

#### ① 「オンライン会議の申し合わせ」

オンライン会議の課題について、当時設置していた「デモテック戦略特別委員会」で協議し、令和3年6月10日、議員全員協議会において作成。オンライン会議の申し合わせの主な内容は以下のとおり。

- ・ オンラインで参加する議員は、原則として会議開始15分前までに議会事務局と通信環境等の確認を行う。
- ・ 通信が止まった場合、休憩を取り、復旧後に会議を再開する。
- ・ オンライン会議の服装は、会議室に出席する服装で参加する。
- ・ 委員長もしくは副委員長は、できる限り会議室に来て進行を行う。

#### ② 議会運営委員会での申し合わせ

オンライン会議を実施する中で生じた課題を、その都度、議会運営委員会で協議し、「申し合わせ」で作成している。

「申し合わせ」の主な内容は次のとおり。

- ・ オンライン参加を希望する場合、会議開会1時間前までに、申し出しなくてはならない。

通常の会議の会議室の準備終了後にオンライン会議の会議室に変更するためには、その準備に約1時間を要するため。

- ・ 執行部のオンラインでの参加も可能。

執行部もオンライン参加を希望する場合は、委員長の許可を得た上で参加を認めている。

### (3) オンライン会議の関連例規の整備

オンライン会議の運用に合わせて議会基本条例、会議規則、委員会条例を

改正している。

令和2年5月	議会基本条例において、「情報通信技術を活用した会議を行っていく」という形で文言を入れている。
令和2年9月	オンライン委員会を実施できるよう委員会条例、会議規則を改正。
令和4年2月	オンライン会議の要件を緩和し、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児等をオンライン会議を希望する場合の要件として認めた。
令和5年6月	定例会でのオンラインの一般質問を制度化。

(4) 取手市議会 赤羽議会運営委員長からのオンライン会議の所感

- ・ 最初にオンライン会議を開催した際は各自のパソコン、スマホ、タブレットなどのいろいろな端末を使用して試み、それでもできた。その、「できた」という成功体験が最も大事である。取手市議会の1番の特徴は、やってみようという精神であり、駄目だったら戻ればいい、やりながら改善していこうという姿勢である。それに合わせて、会議規則や条例を改正していく形で今まで進んできた。
- ・ タブレット端末導入の予算がなかったことから、6年間、全委員会の視察をなくして費用を捻出した。議会で何かやりたいときには、別の何かを削って予算を節約するのが取手市議会の通例になっている。

委員会で派遣旅費にしたのはタブレット更新のためにお金が必要になったため。委員会の視察旅費ではなく、委員会派遣旅費という名称にして、委員全員ではなく、委員会から代表の委員が現地にタブレットとマイク、スピーカーのセットを持って行って、行かなかった人は、自宅や議会棟で自分のタブレットと一緒に視察をする。常任委員会で調査をするために、3つの市、町に行きたいということで、委員会を3つに分けて、二、三人のペアで、3か所へ別々に行った。全員で行くところを2人か3人で行くので、費用は少なくて済む。また、委員会の視察に執行部や議会事務局職員は同行しない。これは、職員の旅費の節約と、職員の負担軽減ということで、いろいろな形で予算は削っている。

予算の削り方は、いろいろアイデアを出して、ペーパーレスも、タブレットを入れたのだからペーパーレスにしなければ駄目だということで、1回だけタブレットと紙とでやったが、2回目から紙を廃止した。反論もあったが、タブレットに税金を使って、また紙で資料をいただくのは、税金の無駄遣いではないかという論理であった。

そうして自分たちで予算を削って、その代わりに、新しいシステムがあ

ったなら、やってみたくてすぐ食いついている。

- ・ 1番大きいのは産業メーカーとのコラボである。早稲田大学とコンピを組んだり、後は、SideBooksを開発・運営する東京インタープレイス株式会社と協定を結び、製品の開発に協力し、その代わり、いろいろなものを提供していただくという民間事業者との共同作業も行っている。

## ○ オンライン委員会、取手市議会の特徴

### (1) 完全オンライン会議ではない

全議員がオンラインで参加しているのではなく、多くの議員は実際の会場に来て参加しており、また、委員長は会議室に来て参加している。

オンライン会議では、会議室に来ている議員も Zoom に入って参加し、会議室の全景もカメラで映している。

議員は貸与しているタブレットで Zoom に入っているが、個人所有のタブレットやパソコンを持参して参加する議員もいる。自宅から参加する際にはタブレットのほか個人所有のいろいろな端末等を使って参加している。

会議室でも、タブレットのほかにもパソコンを持参したりしている。オンライン会議はタブレット1台でもできるが、そうすると、タブレットの画面半分が Zoom、もう半分で配付資料を見ることになり、資料が見えにくいので、タブレットとは別にほかの機器等を持ち込んで参加している。また、委員長は、自分で Zoom に入って、そのほかに配付資料用や次第書用などの複数のタブレットないしパソコン等を使用して進行している。

バーチャル背景は、委員長が許可すれば使用は可能としている。ただし、採決時に人がいて賛成要請等が起きないように、現在、背景はぼかしのみを認めている。ぼかしも認めないほうがいいとの意見もあるが、オンラインで参加する議員が、避難所に避難しながら参加する場合も想定され、背後には他の避難者が映る可能性もあるため、ぼかしの背景を認めている。

### (2) オンライン会議の開催要件

オンライン会議の開催要件は、次の3つ。

- ① 委員長が災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開催する場所に委員を招集することが困難と認めるとき
- ② 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- ③ 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合（新たに追加したもの。）

③の委員長が特に必要と認める場合の具体的な内容は、申し合わせで内容を決めているが、委員長が会議の議事内容を踏まえ、効率的、迅速な委員会運営の観点から、オンライン会議が適切と認める場合としている。

例えば、その会議が比較的短時間で終了することが見込まれる場合などが該当する。

他には、日程調整がうまくいかず、オンラインなら参加できるという委員がいた場合などである。

オンライン会議は、会場までの移動の時間も短縮されることから、面積が広く移動時間が多い場合や交通の便が不便なほど有効と考えている。

会議は対面が1番良いが、災害や日程調整がうまくいかない場合に、オンラインが使える状態にしておくことが重要と考えている。

## ○ オンライン委員会の機材、システム・機材等について

### (1) オンライン委員会に必要な機材

#### ① オンライン委員会

- ・ タブレット端末（1人1台貸与）
- ・ Zoom アカウント（執行部側の予算で使用）
- ・ Zoom 管理用パソコン
- ・ Zoom の画面を投影するモニター及びプロジェクター

#### ② オンライン配信（通常配信）

- ・ 配信用 PC
- ・ 家庭用ビデオカメラ（会議室の全景を撮影）
- ・ YouTube アカウント
- ・ OBSstudio（YouTube 配信用ソフト）

#### ③ オンライン配信（360度配信）

- ・ 360度配信用 PC
- ・ 360度カメラ
- ・ YouTube アカウント

### (2) オンライン委員会に必要なもの（ソフト面）

#### ① 研修やサポート

最初は議員へのオンラインの研修やサポートが必要。改選後、新しい議員にも、オンライン会議やタブレットでの採決等の研修を実施している。

#### ② 共通認識（ルール）・取り決め

オンライン会議の申し合わせ等の作成

## ○ オンライン委員会の流れ

(1) オンライン委員会の開催までの流れは次のとおり

- ① 委員からオンラインでの参加希望を連絡する。(開催要件を満たした上で事務局へ連絡)
- ② 事務局から委員長に連絡し、委員長の許可を得る。
- ③ 次第書をオンラインバージョンに差し替える。(オンラインでの運用方法があるため。)
- ④ 全委員に対し、オンライン委員会になった旨を連絡する。(タブレット持参の依頼及び Zoom の入室コードのメール送信)
- ⑤ 会議室内の機材をセッティングする。
- ⑥ 会議 15 分前までにオンライン参加委員と事務局で、通信環境を確認する。また、開会前に、オンライン出席委員にオンライン参加希望の申出及び、バーチャル背景の使用を希望する場合にはその旨も宣言し、委員長の許可を得る。
- ⑦ 委員会開始後、Zoom の管理等は事務局の職員が 1 人で対応する。

## ○ オンライン会議の開催実績

年	オンライン委員会	オンライン会議 (委員会含むオンライン会議)
令和 2 年	6 回	40 回
令和 3 年	38 回	55 回
令和 4 年	17 回	41 回
令和 5 年	2 回	9 回
令和 6 年	4 回	12 回
令和 7 年	2 回	5 回

新型コロナウイルス感染症の収束とともに回数は減少している。

## ○ オンライン会議の傍聴について

会議自体は完全なオンラインではなく、通常と同様に会議室を準備し、傍聴席も用意していることから、傍聴は可能としている。

会議室内のモニターに Zoom の画面を表示しているので、発言や賛成の挙手等についても傍聴者は見ることができる。

## ○ 表決システムでの表決

取手市議会のタブレット導入の本来の目的の一つ。

令和3年6月10日、会議規則を改正し、令和3年6月の総務文教常任委員会からオンラインでの委員会の採決を行っている。

表決システムは、約40万円弱で、SideBooksのオプションとしており、議案登録や、賛成・反対といったボタン設定も、自由に設定できる。

通常は、「賛成」と「反対」のボタンしか設定しないが、オンライン委員会時のみ「棄権」のボタンを設定している。これは、実際の会議室で棄権する場合、採決時に会議室から外に出れば「棄権」の取扱いとなるが、オンラインでは、通信環境が悪いことにより、採決時にボタンを押せない場合も想定されるため、「棄権」を表示できるように設定している。

結果は、会議室での会議もオンライン会議も、議場や会議室のモニターに誰が賛成・反対したか分かるように表示しており、ユーチューブでも同じ画面を表示している。

## ○ 電子投票システム

オンライン会議において、委員長を決める選挙等にも使用可能な電子投票システムを導入している。

オンライン本会議の検討をするデモテック戦略特別委員会からの、議長選挙もタブレットでできないかという意見により、協定を結んでいる東京インタープレイ株式会社と相談して開発したもの。

令和6年2月29日に会議規則を改正し、実際に同日に一般会計予算・決算審査特別委員会の副委員長選挙に使用した。

投票結果は採決と同じように表示される。

電子投票ができることによって取手市議会では、現在、委員長選挙から、質疑、討論、採決までの委員会の一連の流れが、オンラインで完結できる。

## ○ 取手市議会でのオンラインを使った活用の事例

### (1) 提出予定議案のオンライン事前説明

定例会開会の3日前に実施。議員は議場には参集せず、Zoomで同時視聴、もしくは後からユーチューブで視聴する。オンライン事前説明の参加は義務ではない。

市長が議案の概要説明を行い、その後に担当部長が詳細を説明する。担当部長の説明では、SideBooksの通知機能を使用して、事務局職員がSideBooksを操作することにより、視聴している議員のSideBooksも、そのページに飛ぶことができ、議員はページをめくらずに説明を聞くことができる。

令和2年第2回臨時会で新型コロナウイルス感染症の感染防止として、時間短縮のためにZoomを使って事前に行ったのが最初。

令和2年8月11日の議会運営委員会において、茨城県が新型コロナウイルス感染症の感染度合を段階で示すステージが4と3の際には、オンライン事前説明を行っていくことを決定した。

その後、令和3年3月16日の議会運営委員会において、議長提案によりオンライン事前説明の継続を協議し、賛成多数で現在に至っている。

以前は、詳細説明は各所管常任委員会で行い、委員会出席委員や傍聴している委員でなければ詳細説明は聞けなかったが、オンライン事前説明は詳細説明まで行うので、議員全員が聞くことができ、議案質疑を開会日までに考えることができる。また、予算や決算の説明には約5時間かかるが、ユーチューブで自分の自由な時間に繰り返し視聴できることから、拘束時間の短縮、理解のための時間も取れることなどから、議員から、非常に便利なシステムとの評価を受けている。

また、リアルタイムでの配信後、ユーチューブに限定配信していることから、改めて確認することができる。

また、オンライン事前説明終了後、SideBooksに速報版の議事録を掲載するため、議員はユーチューブと議事録を同時に照らし合わせながら視聴できるので、議案に対する理解を深めることができることから非常にメリットがあるということで、現在も引き続き実施している。

事前説明の一般公開は定例会初日で、同時に会議録も掲載している。また議場の外に会議録の速報版も置いており、傍聴に来た方は誰でも議案説明を見ることができる。

## (2) 委員会でのハイブリッド型現地調査

常任委員会において、3つの自治体に数名の委員を派遣し、Zoomでつないで現地調査を行った。それぞれ二、三名ずつ派遣し、ほかの委員はZoomで取手市内の自宅等から参加する形での現地調査となる。

全委員が参加するのではないため、経費削減の目的もある。

視察先が認めた場合、執行部職員も先進的な事例を見ることができる。

ただし、実際現地に行った議員には、タブレットでZoomへの接続や、現地の説明の撮影、マイクや集音の機械をつなぐ作業なども生じる。

## (3) オンラインでの委員会の現地視察

議案等に上がった現場を委員会で視察するに当たり、事務局職員が現地を撮影してZoomにつなぎ、オンラインで現地視察するもの。

コロナ禍で参集できなかつた際に実施した。実施した施設は、取手市でも議員がよく知っている施設であり、映像を見ただけでその状況が把握できた。

## [主な質疑応答]

- Q. 市長、教育長の市政方針演述もオンライン事前説明で実施しているのか。
- A. 市政方針演述等は本会議で行っている。オンライン事前説明は、議案に関する詳細説明のみである。
- Q. オンライン行政視察の報告書は誰が作成しているのか。
- A. 議員が作成しており、全議員が委員長に対して視察報告書を提出している。
- Q. 議員が視察報告書を作成するのは、オンライン化になってから始めたのか。
- A. 以前からである。視察報告書の作成について、職員は一切関わっていない。
- Q. オンライン行政視察で、二、三名での視察派遣という言葉が使われていたが、その派遣された議員が視察報告書を作成するという事か。
- A. そのとおりである。
- Q. 大船渡市議会では、いろいろな会議があり、短いものであれば、異議なしですぐに終了する会議もある。それでも議員全員が集合している。そういった点でも意義があると感じるが、その点はいかが。
- A. 取手市議会の議員も同様に感じている。話しているときの相手の表情や反応が良く見えるので、対面がいいとは思いますが、対面で開催できない場合に備えてオンラインを用意している。
- Q. オンライン視察について、議員が現地に行き、カメラを回したり、準備をしたりといった番組制作のような作業は、議員の負担になるのではと感じるが、どのように考えているのか。
- A. 視察には、市が取り組もうとしていることに関してなどの目的を持った視察や、議員個々の見聞を広めるための視察など、いろいろな目的がある。特定の課題を持って行くのであれば、代表が派遣で行って、オンラインで一緒に説明を受け、質疑をすることによって、目的は十分に達せられると考えている。
- Q. 一般質問は議会だよりには掲載せず、ホームページに載せているようだが、それは市民のインターネットの利用の比率、割合が高いということか。
- A. 理由の一つは、議会だよりの配布方法にある。取手市議会の議会だよりは新聞折込で配布しているため、全戸配布ではなく、また、新聞折込以外に公共機関やスーパーマーケットなどに置いて、市民はそこからピックアップしている。新聞折込の部数は減少しており、そこで、残りの世帯への情報提供の方法として、インターネットで掲載しているという要素が一つ。
- もう一つは、経費節減のためである。昔は一般質問も載せていたが、ある目的のためにお金が必要になり、紙ベースには議会の審議結果だけを報告し、一般質問はホームページに載せる形に変更した。一般質問は議員にとっては一番の花形だが、議会の必須事項ではなく、議案審議は必須事項である。そこで、必須事項は報告して、一般質問はホームページに掲載することとした。

- Q. 議会だよりに関して、一般質問も含めて、市民全般がどのように評価しているかといった検証の機会はあるか。
- A. 議会だよりを概要版にしたときに、苦情は一切なかった。それよりも、そういう時代だよね、というお褒めの言葉をいただいたような状況であった。
- Q. オンライン事前説明について、議員の参加人数や参加率はどの程度か。
- A. 必ずしも全議員が Zoom で視聴している状況ではない。3 開庁日前で固定しているので、参加できない議員もいる。
- Q. オンライン事前説明の参加人数はその都度変わるのか。
- A. その都度変わる。ただし、その時に参加できなくても、開会日までに必ず議員は視聴することになっており、ユーチューブ、または PDF 版で確認している。
- Q. 事前説明後、本会議でも当局から詳細説明が行われるのか。
- A. 本会議及び委員会に関しては、事前に詳細説明が行われているので省略するということを諮った上で、説明を省略している。
- Q. 会議録の速記版が当局説明の後、議員が質問する前に速記版を作成するとの説明があったが、どういう経緯で取り組まれたのか。
- A. 取手市議会は平成 18 年からアミボイスの音声入力システムを導入して、取手市議会独自の辞書（人名、地名、特殊な読み方等）もシステムの会社に整備していただいております、非常に文字起こしの認識率がよい。会議中、システムで文字起こしした原稿に事務局でリライト作業（修正作業）を同時に行っており、3 人で発言スピードに追いつくということで作成している。大体、会議が終了して約 30 分後には荒原稿が出来ている。それを議員に未校正版としてメールで送っている。そのため、当日のうちに議事録が確認できる。
- また、議事録は全て職員が作成し、外注は一切していない。
- Q. 災害対応についてのシステムの活用事例等はあるか。
- A. 取手市議会では、災害対策会議が設置される場合があり、災害時の訓練については、令和 3 年度にオンライン、タブレットを活用した災害訓練を実施した。
- 内容は、議員が被害箇所を想定して、タブレットで現場の写真を撮影し、写真を災害対策会議に送ると地図に反映され、そうした形で被害状況を把握する訓練を実施した。
- Q. Zoom の実際の使用頻度はどのくらいか。
- A. Zoom で行う会議は、令和 7 年は大分少ない。実際の委員会は 2 回しか使っていない。それ以外に、議員と市民が意見交換する場で、実際の対面以外も、コロナ禍のときに始めたが、会場まで来れない人、Zoom で参加したい人がいるので、そういったことで使用している。
- Q. 費用対効果がゼロかもしれないものに対して、どのように理由づけているのか。

- A. 災害に対する備えである。
- Q. オンライン委員会は、どのような委員会を対象としているのか。
- A. オンライン委員会は、全ての委員会で開催が可能となっている。常任委員会が3つ、議会運営委員会、特別委員会は予算・決算審査特別委員会があるので、その5つの委員会で必要があれば、オンライン委員会の開催が可能である。
- Q. 議場を使うのは事前説明のときのみか。
- A. オンラインで議場を使用するのは、事前説明だけである。今、本会議ではオンラインは認められていない。ただし、欠席議員が本会議において一般質問をオンラインで希望された場合、欠席議員による一般質問をオンラインでできるような備えはしている。
- Q. オンライン事前説明のとき、本会議場に来るのは執行部のみか。
- A. 事前説明のときには議員は本会議場には参集せず、執行部のみである。
- Q. オンラインによる一般質問は認められており、その準備は進められているということだが、デモンストレーション等は行っているのか。
- A. 行った。希望される議員がいれば、オンラインでの一般質問は行うことになるので、デモンストレーションは何回か行った。
- Q. SideBooks の通知機能は、費用はかかるのか。
- A. オプションで契約しているものではないので、会議設定をして通知する機能は、恐らく無料で使えるはずである。
- Q. 本会議時の通知機能は職員の手間がかかるのではないのか。
- A. 通知機能は事前説明時だけで、本会議中は行っていない。
- Q. 事務局職員の人数と本会議時の体制、役割について教えていただきたい。
- A. 事務局の職員は正職員が7名と会計年度職員が1名で、合計8名である。会計年度職員は、会議録の校正だけを担当し、週4日半日の勤務である。本会議中の体制について、局長と次長の2人が本会議場に入っており、配信するためのカメラやユーチューブ関係の操作をする職員が1人録音室にいる。3名は議事録の作成作業、残りの1人はフリーで動ける形で、発言取消しや会議全般について担当している職員で、合計7名である。
- Q. 今のタブレットは貸与ということだが、個人所有のパソコンやタブレット等の機器は許可制で議場に持ち込んでいるのか。
- A. 許可は不要で、フリーになっており、平成25年にパソコンやタブレット等の電子機器関係の持ち込みを認めている。タブレット2台とパソコン1台の3台を持ち込んで本会議に臨む議員もいる。そのほかにスマホを使っている方もいる。そのために議席にコンセントをつけている。ただし、使い方は本人の良識に任せることとし、議会関係以外に使用しないこととしている。

## ○ 所感

今回の取手市議会における視察では、ICT を活用した議会運営が、単なるコロナ禍の応急措置ではなく、長期的な議会改革の柱として戦略的に整備されてきたことを改めて実感した。背景には、議会としての「何を優先すべきか」を明確にし、限られた財源の中で必要な投資を実現するための不断の努力がある。

令和2年のタブレット端末導入の際には、6年間にわたり常任委員会の行政視察を見送り、財源を積み立てて確保したという説明は非常に印象的であった。令和7年の更新時には、代表派遣とオンライン視察を組み合わせることで視察の目的を損なわずに費用を抑え、担当職員もオンラインで視察内容を共有できる仕組みを整えるなど、視察の「効率化」と「学びの質」を両立させる取り組みが進んでいた。

ICT活用の面では、採決システムを高額な専用システムではなく、SideBooksのオプション機能(約40万円)で代替し、必要十分な機能を確保している点特徴的である。費用対効果を重視しながらも、議会の透明性向上につながる仕組みはしっかりと取り入れており、議会運営の合理化が丁寧に進められていると感じた。

また、オンライン事前説明が制度化され、議案の詳細説明をユーチューブで確認できる環境は、議員の理解促進や準備時間の確保に寄与していた。これにより、定例会では質疑の精度を高めることができるという説明もあり、議会運営全体がICTによって底上げされている印象を受けた。

議会だよりについても一般質問を紙面からオンラインへ移行したが、市民からの否定的な声はなく、「時代に合っている」という評価さえ寄せられていたことは、情報提供の在り方を考える上でも参考となる。

オンライン委員会の運用においては、品位保持の観点から服装、背景、参加申出期限などの細かいルールが整備され、オンライン開催は委員長が必要と認めた場合に限定されていた。対面が基本であるという前提を大切にしつつ、効率性・迅速性が求められる場面では柔軟にオンラインを活用する姿勢が印象的であった。特にも、災害時の議会機能維持を目的としたオンライン環境の整備は、自然災害が多い地域である大船渡市においても重要な示唆を含んでいると感じた。

議会事務局は7名という限られた体制でありながら、会議終了後の夕方には速報版議事録が完成するなど、長年の経験と技術の蓄積に支えられた迅速な業務遂行が行われていた。ICTの導入だけでなく、それを支える人的スキルの高さも特徴である。

全体を通して、取手市議会には「まずやってみる。駄目なら戻せばいい」という前向きな姿勢が根付いており、この柔軟性が制度改革を進める原動力にな

っていると感じた。変化を恐れず、学びながら改善し続ける姿勢は、大船渡市議会においても非常に参考となるものである。

今回の視察を通じて、ICT 導入の考え方、視察手法の見直し、財源確保の工夫、情報発信の在り方、有事の議会体制など、多くの示唆を得た。これらを参考にしつつ、当市議会のより良い運営に活かしていきたい。



山野井議長からの挨拶



視察の様子



議場にて

## II 埼玉県川越市議会

### 1 川越市の概要

市制施行	大正 11 年 12 月 1 日
人 口	352,673 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	170,294 世帯
面 積	109.13 km <sup>2</sup>
産業別人口比率	第 1 次 1.7% 第 2 次 22.3% 第 3 次 72.8%
財 政	令和 7 年度一般会計予算 136,970,000 千円 （歳入内訳：市税 44.7%、地方交付税 2.6%、 国庫支出金 18.4%、市債 8.3%、その他 26.0%） 特別会計予算（9 会計） 90,102,577 千円

川越市は、埼玉県の中央部よりやや南寄り、武蔵野台地の東北端に位置している。土地は概ね平坦で、北東部は水田、南西部は畑地帯に 2 分されている。都心から 30 キロメートルの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有している。

江戸と深い交流があつて、江戸の情緒ある町並みが残っていることから「小江戸」と呼ばれてる。

### 2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 36 人（36 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 7 年度一般会計予算 638,453 千円（0.5%）
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 84 万円
- (4) 委員会構成（現員数）
  - ・ 常任委員会 総務財政常任委員会（9 人）、文化教育常任委員会（9 人）、保健福祉常任委員会（9 人）、産業建設常任委員会（9 人）、
  - ・ 議会運営委員会（10 人）
  - ・ 図書室委員会（7 人）
  - ・ 広報紙編集委員会（7 人）
  - ・ 政務活動費経理責任者会議（9 人）
  - ・ ICT活用推進委員会（10 人）
- (5) 議会事務局職員定数（現員数） 16 人（14 人）

### 3 ハラスメント根絶条例について

- 説明 川越市議会 片野広隆 議員（議会運営委員会委員長）  
川越市議会 栗原瑞治 議員（議会運営委員会副委員長）  
川越市議会事務局 黒澤博行 事務局長

#### ○ 条例制定の発端

平成30年9月14日、議会事務局の女性職員から、「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する嚴重注意と再発防止」について、弁護士を通じて議長に申し入れがあった。

その後、被害女性はさいたま市で記者会見を行った。

対象議員（当時8期目）は、パワハラ・セクハラはしていないと主張した。

#### ○ 条例制定の経緯

##### (1) 条例制定の経緯

##### ① 平成30年9月14日 代表者会議開催

議会の対応について、申し入れがあったことから、議会として何らかの対応が必要であることを協議した。

長期間の調査をしても、市民の理解は得られないということから、次の12月定例会の開会までに調査結果を示すことを確認した。

通常は、特別委員会を設置して進めるが、特別委員会には議員が入るため、議員の案件を市議会で調査した場合、どういう結論であっても、市民の理解が得られるか疑問があるということから、議長の私的諮問機関という位置付けで、事実確認のための、第三者委員会の設置を確認した。

地方自治法上、議会の附属機関の設置について定めはないが、駄目とされていないことから、議長の諮問機関という位置付けで要項を定め、設置することとした。

##### ② 平成30年9月18日、20日、27日 代表者会議開催

第三者委員会の委員は3人とすることを確認した。

3人にした理由は、2か月で結論を出すという方針があり、調査に当たり人数がたくさんいては日程調整等を考慮すると、難しいということで、男性と女性で最低限の3人とする事とした。

併せて、第三者委員会要綱等を協議した。

##### ③ 平成30年9月28日 代表者会議開催

平成30年9月28日、第三者委員会を設置した。

ハラスメントの研修会の実施を確認した。

##### ④ 平成30年10月5日 第1回目の第三者委員会を開催

- ・ 委員長の互選
- ・ 今後の開催の事前協議

委員長：東京国際大学 副学長 教授 遠藤 克弥 氏

当初からお願いしたいと考えており、教育委員会のいじめ問題の審議会にも参画されていることや、東京国際大学の副学長という立場で、大学内で不祥事が起きたときの懲罰委員会の委員長をしているということから、依頼したもの。短期であればということで引き受けていただいた。

委員：大森三起子法律事務所 弁護士 大森 三起子 氏

DVを中心に活動していた弁護士。

委員：本山法律事務所 弁護士 本山 賢太郎 氏

裁判官経験があり、広い視点で審議していただくことを期待して依頼。

- ⑤ 平成 30 年 10 月 12 日～11 月 28 日 第 2 回～第 15 回の第三者委員会を開催（2 回／週のペースで開催）

- ・ 調査の方針を共有。
- ・ 申し出職員、相手方議員、市議会議員 7 人（このハラスメントが常任委員会視察で起こったことから、常任委員会視察に参加した議員）、事務局職員（12 名全員）から聞き取り調査し、合計 21 人から調査。

- ⑥ 平成 30 年 10 月 12 日 対象議員が議員辞職

辞職理由：ハラスメントを認めたのではなく、マスコミが頻繁に来ていることから、自分が議員をしていることで議会に迷惑をかけたくないというもの。

議会閉会中であり、議長の許可で辞職となるが、辞職したことにより、今後の調査等に非協力的となる可能性を議長は危惧した。退職した議員から、自身の潔白を証明するために今後も調査に協力するとの回答があったことから、10 月 12 日の代表者会議で確認し、議長権限で辞職を許可した。

- ⑦ 平成 30 年 11 月 29 日 第 16 回の第三者委員会を開催

- ・ 最終確認のため会議を開催し、調査の結果報告書を議長に提出。  
申し入れのあった 19 件のハラスメントのうち、5 件を認定。
- ・ 「市議会議員によるハラスメントの事実調査及び職場環境改善に係る第三者委員会」から 7 項目が提案された。

提案内容は次のとおり。

ア 川越市議会議員の政治倫理に関する条例の制定

イ 議会事務局の役割についての再検討

ウ 議員に対するハラスメント研修会の実施

- エ 職員に対する研修会の実施
- オ 相談窓口の適正な設置
- カ 議会事務局職員間での意見交換の場の設定
- キ 事務局職員の勤続年数の長期化への対応

政治倫理に関する条例制定が提案されたことから、議会として条例制定に向けて動くことになった。

⑧ 同日 議員への報告会を開催

本会議（初日）散会后、議場で議員への報告会を開催した。マスコミや一般傍聴を許可した上で開催した。

当時、政治倫理条例等があったことから、第三者委員会調査から議員の政治倫理に関する条例の制定が提案され、倫理条例の制定に向けて動き始めることとなった。

⑨ 当局側のうごき アンケートを実施

第三者委員会での調査期間中、職員側でアンケートを実施した。

- ・ 実施時期：平成 30 年 9 月 21 日～10 月 21 日
- ・ 対象：常勤の一般職員 2,308 人
- ・ どのようなハラスメントを受けたか（合計 154 人）  
セクハラ：26 人、パワハラ：92 人、マタハラ：9 人、  
その他：25 人、回答したくない：2 人
- ・ 誰から受けたか（合計 201 人）※受けた時点の役職  
特別職：2 人、部局室長：18 人、副部長級：9 人、課長級：28 人  
副課長級：29 人、副主幹級：30 人、同僚：42 人、部下：12 人、  
他所属職員：4 人、その他：17 人、市議会議員：10 人

アンケートにおいて、10 人が市議会議員からハラスメントを受けたとの結果を受け、被害を受けたという職員がいる以上、議会として何らかの取決めをする必要があるということになった。

⑩ 平成 30 年 12 月 12 日 倫理条例策定会議を設置

条例制定に向けて、議員倫理条例策定会議を設置した。地方自治法 100 条第 12 項の協議等の場と位置づけられている会議体として設置。

構成員：各会派の代表者 8 名及び正副議長の計 10 名

⑪ 平成 30 年 12 月 18 日 第 1 回議員倫理条例策定会議を開催

委員長、副委員長の互選が行われた。

⑫ 平成 30 年 12 月 21 日 ハラスメント根絶に関する決議を可決

川越市議会として、以下の 4 項目に取り組むことを決議した。

一、川越市議会は、「議員倫理条例策定会議」により早期に条例を制定し、市民からの信頼に応える。

二、全てのハラスメントの根絶を目指して、議会が率先して防止策に取り組み、逸脱する議員に対しては議会として責任を持って対処する。

三、議員と職員というそれぞれの立場を尊重し、対等な良識ある関係を構築する。

四、市長に対し、議会事務局に出向する職員を含めた全職員の健康と健全な職務を全うする環境を構築するため、適正な職員配置と職場環境の改善に鋭意努力することを求める。

⑬ 平成31年1月9日～3月6日 第2回～第10回議員倫理条例策定会議を開催

第3回の会議において、議員の任期がその年の5月1日までであり、3月に定例会、4月に選挙を控え、1月～2月の2か月間での倫理条例の策定は日程的に困難なこと、また、今回はハラスメントが起きたことから、ハラスメントに特化した条例を策定することを確認した。

協議では、倫理条例策定を新たな任期に引き継いではという意見もあったが、自分たちの任期で起きた問題であり、何らかの形で対応したいということで、倫理条例からハラスメントの条例に方向転換することとした。

⑭ 平成31年3月7日 川越市議会ハラスメント根絶条例制定

倫理条例は、新たな任期の議員で策定ということで、令和5年3月22日に議員政治倫理条例を制定した。

## ○ 条例の特徴

(1) 対象を議員と職員に特化している

ハラスメント条例の策定において、議員対議員、市民対議員等の関係はどうなるのか等の意見が出たが、そこまで含めると調整に時間がかかることから、その関係は倫理条例に反映させていくこととし、ハラスメント条例は、今回の問題が議員と職員で起きたものであることから、議員と職員に特化した内容とした。

(2) 研修会の開催を義務付けている

研修会は、毎年開催とはしていないが、実績としては、これまで毎年開催している。

(3) ハラスメントの事実が確認された場合、当該議員の氏名等の公表を義務付けている

(4) 条例施行後3年以内の検討等を規定している

3年以内の変更を入れた理由は、政治倫理条例の制定が想定されていたことから、政治倫理条例とハラスメント根絶条例の整合性をとるために3年以内の検討を規定した。

結果として、不都合となる内容は生じなかったことから、検討はしたが、条例の変更や改正は生じなかった。

(5) 政治倫理条例とハラスメント根絶条例の位置づけ

基本的に大きくは政治倫理条例で対応し、職員と議員に限定したものはハラスメント根絶条例で対応するというすみわけになっている。



○ 研修会

ハラスメント根絶条例において、研修会の開催を義務付けている。

これまでの研修会の内容は次のとおり。

(1) 平成30年10月21日（条例制定前）

「コンプライアンスについて」

講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫 氏

議員のコンプライアンスをしっかりとすればこういう問題は起きないのではないかということで、コンプライアンスについての研修を行った。

「ハラスメントについて」

講師：(株)インソース 専任講師 永渕 貴史 氏

民間の株式会社の方に講師を依頼し、ハラスメントの具体例も含めた内容の研修を行った。

(2) 令和元年9月19日

「議員のコンプライアンスについて」

講師：元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫 氏

改選になり、新たな議員も入ったことから、議員のコンプライアンスについて研修会を開催した。

(3) 令和2年10月～

「職場でのハラスメントの防止に向けて」

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式の研修会は困難であったことから、厚生労働省のHPに掲載されていた民間会社が作成した資料を使用して、書面研修で実施。

(4) 令和4年3月29日

「ハラスメントの防止・根絶を図るために」

講師：埼玉県社労保険労務士会川越支部 岡島 千秋 氏

コロナウイルス収束前であったが、2年続けての書面研修は避けたいとの議長の意向から、コロナの感染状況を見ながら開催した。

講師選定に当たり、社会保険労務士会にもハラスメントについて相談があるとの情報があったことから、社会保険労務士会に依頼した。

(5) 令和5年3月17日

「次の市政100年に向けた議会の“コンプライアンス”について」

講師：総務部法務室 法務統括官（弁護士） 角田 寛人 氏

市政施行100周年を迎え、議会も100周年を迎えたということで、タイトルに100周年を入れた。講師である法務統括官から弁護士の立場として、議会のコンプライアンスについての説明を受けた。

(6) 令和6年3月21日

「ハラスメント根絶条例、議員政治倫理条例の制定について」

講師：議会事務局長 黒澤 博行 氏

ハラスメント問題が起こった時期を知っている議員と、その後に議員となった議員の割合が約半分程度となったことから、条例制定時の状況等を改めて知っていただくため、事務局で説明した。

動画上映：基調講演「多様性のある地方議会へ」

先週と併せて基調講演ということで、動画上映による研修を行った。

(7) 令和6年12月20日

動画上映：「議員のためのハラスメント防止研修」

講師：一般社団法人 公務員研修協会 代表理事 高嶋 直人 氏

全国市議会議長会から、ハラスメントの研修の案内とその動画が作成されていたことから、公務員研修協会の動画を上映し、研修とした。

○ 条例制定による効果と課題

(1) 効果

条例制定後6年が経過したが、本条例に基づくハラスメント等の対応事例は発生していないことから、条例制定の効果があったものと捉えている。

(2) 課題

① 第三者委員会の設置

第三者委員会の設置、附属機関の設置について、法の定めがないことが課題と捉えている。

② 研修会の開催

毎年、内容を変えていることから、講師選定や研修内容等について苦勞している。

業務委託による研修も検討したが、費用が掛かることから、限られた予算の中で対応している。

○ 職員向けの防止指針・ハンドブック

執行部では職員向けの防止指針・ハンドブックを作成している。

(1) 川越市職員ハラスメント防止の指針

- ・ 職員の理解、責務
- ・ 相談・解決体制
- ・ ハラスメントに対する職員への支援・措置
- ・ 再発防止に向けて

(2) ハンドブック

- ・ 職場のハラスメントリスクを考える
- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント
- ・ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- ・ 職場でハラスメントを起こさないために
- ・ ハラスメントの被害にあったら、気づいたら

○ 職員相談窓口の整備

第三者委員会からの提案に、相談窓口が分かりにくいという指摘があったことから、改めて相談窓口を整備した。

また、庁内相談は職員が行うため、職員に言いたくない相談もあるということから外部の相談窓口も整備した。

(1) 庁内相談窓口

- ・ 職員課、上下水道局総務企画課、教育総務部教育総務課

(2) 外部相談窓口

- ① 公益財団法人 21 世紀財団（メールでの相談に限定）
- ② 弁護士事務所（直接相談も可能）
  - ・ 小寺智子法律事務所
  - ・ 新井哲三郎法律事務所

○ 職員相談窓口の利用実績

年	内部 相談窓口	弁護士 事務所	21 世紀 職業財団	合 計
令和 2 年	15 件	0 件	2 件	17 件
令和 3 年	6 件	2 件	1 件	9 件
令和 4 年	4 件	1 件	0 件	5 件
令和 5 年	10 件	0 件	2 件	12 件
令和 6 年	4 件	1 件	2 件	7 件

○ 川越市ハラスメント根絶宣言

職員が働きやすい良好な職場環境の実現を目指すということで、令和6年11月22日、ハラスメントの根絶を宣言した。

この宣言をするきっかけは、カスタマーハラスメントであり、職員の対応も大変だということから、根絶するために宣言をした。

【宣言内容】

- 一、職員一人ひとりハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。
- 一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います。

○ 訴訟

女性職員と元議員の問題は、訴訟に発展した。

令和3年2月 実名を公表して記者会見を行ったことに対して、元議員が被害女性を名誉棄損（330万円）で提訴

令和3年7月 被害女性が精神的苦痛（330万円）を受けたということで反訴

令和4年1月 被害女性に110万円の支払いを命じる一審判決が出たが、元議員は判決を不服として控訴

令和4年12月 元議員がハラスメントを認めて和解が成立

元議員は、今後、裁判で戦っていくことに対する年齢や体調も思わしくないということから、和解が成立。

なお、女性職員はやめることなく、現在でも職員として勤務している。

〔主な質疑応答〕

Q. 職員が一連の経過の中で、休職したということはなかったか。

A. 議会事務局にいたときは、長期の病気休暇等による休職はしていない。

4月に異動してきて、その年にハラスメントの問題が起きたということもあり、議員との接し方に慣れていなかったということもある。

翌年には、執行部のほうに異動した。

Q. 研修会の講師の選定について、それぞれの知見がある方に研修会の講師を依頼していると思うが、選定に当たり、断られた事例はあるか。

A. 講師の依頼に当たり、断られた事例はない。今まで依頼した方は全て引き受けていただいている。

Q. 研修を実施した中で、議員の変化はあったか。

A. 実際に議員と接する中で、研修会から大きく変わったということを感じ

たことはない。職員の休み時間の配慮や、後は執行部職員から聞くと、言葉遣いがやわらかくなったということを知っている。

民間の方から聞いた中で、ハラスメントは、研修会の内容よりも、定期的に数を重ねることが最も効果があるとのことであった。ハラスメントということが頭の隅にあることで、そういう問題が発生しにくくなっていると考えられる。

Q. 発端となった女性職員の果たした役割は非常に大きいと感じる。この職員から、弁護士に相談する前に、議会事務局の上司等への相談はなかったのか。

A. 記者会見をするまで事務局も分からなかった。そのため、第三者委員会からの提案に、事務局職員間での意見交換の場の設定が提案された。まずは気軽に相談できるようにということで体制をとっている。

Q. 相談窓口の利用があるということで、条例を制定してもハラスメントが根絶できたということではないと思うが、現在、さらにこのハラスメント根絶に向けて、新たな議会としての方針や活動が予定されていれば伺いたい。

A. 職員の相談窓口の利用について、この中に議員が関係している案件はないと思う。議員に関する問題であれば、職員課から何らかの連絡が来ると思うが、そういったことはないので、職員間での問題だと認識している。

今後の議会でハラスメント根絶に向けた対応について、特に考えてはいないが、研修会は、定期的に行う必要があると考えている。

Q. この問題以前に、ハラスメントに該当するケースはなかったのか。

A. 女性職員が議会事務局に異動後、初めて議員と接し、ハラスメントを受けたとのことで、実際にICレコーダーで音声を録音し、そのデータを第三者委員会に提出して、それが決め手となった。結果的に、認定されたものは全て音声データが根拠となっている。

Q. 条例を制定したことにより議会での執行部との議論において、議員の発言に反映されている事例はあるか。

A. 問題になった元議員は8期目で、周りが気を遣っていたような状況で起きた事件である。職員からの申し入れ内容は、視察同行先でのセクハラと議会内の控室、プライベートの酒席での行為がその内容であった。最終的には自宅での酒席を録音しセクハラが認定されたのだが、その場には数名の議員も同席していた。元議員が所属していた会派から議長が選出されており、議長の辞職という話もあったが、この問題は議会として対応していかなければならないということで、早急に協議し、第三者機関を設置して事実関係を調査し、ハラスメント根絶条例の制定につながった。

この条例制定後に、議員の責務や執行部とのやり取りでの変化については、この事件後に選挙が2回あり、現在はこの事件を知る議員が約半数という割合である。今は、ハラスメント根絶条例があるのが当たり前というのが半数以上

の状況で、毎年、研修会を開催しているので、職員に対して高圧的、乱暴な言い方をする方は見受けられない。毎年の研修で常に意識づけられるので、ハラスメントをしてはいけないと植え付ける効果はあると考えている。

Q. 研修会の第1回、第2回ともにコンプライアンスについてということで、全国的な傾向として、コンプライアンスが問題になっているということが背景にあると捉えてよいか。

A. 当時の議長の考えとして、そもそも議員のコンプライアンスがしっかりしていれば、問題は起きないだろうということで開催した。1回ごとに内容は変更して、講師に資料をつくっていただいた。また、1回目と2回目の間に選挙があったので、同じ講師でも議員の入れ替わりがある。

Q. 会派代表者と正副議長で構成した議員倫理条例制定会議を設置したということだが、議運に付託ではなく、この会議を設置した背景はどういったものか。

A. 基本的に事件、問題が発生したときは、会派代表者会議で協議していたが、会派代表者会議は法的な位置づけのない任意の会議体であった。そのため、協議に当たり、自治法の協議等に位置づけられた会議体とし、そこで協議しようというもので、会派代表者会議の延長ということである。

Q. ハラスメントに特化した条例策定に当たり、誰が素案等を作ったのか。

A. 事務局で作成した。当時、ハラスメントに限らず、政治倫理条例も策定している自治体もあったことから、他市を参考に素案を作り、会議で協議した。

Q. 第三者委員会からの政治倫理条例の策定の提案ということで、令和5年に政治倫理条例が制定されたとのことだが、ハラスメント根絶条例だけで十分ではなかったということか。

A. ハラスメント根絶条例は議員と職員に特化したものであり、策定において議員間同士や、議員と市民などのいろいろな問題をどうするかということで協議すると、非常に広くなることから、職員と議員に特化して短期で条例を策定し、改選後に議員政治倫理条例の制定について協議していくこととした。

Q. 研修会の講師は誰が選定しているのか。また、予算は用意しているのか。

A. 講師の選定に当たり、議長がどういう内容の研修をしたいかという意向を確認し、それに基づいた方を選んでいる。

講師謝金は、執行部側の定めがあり、それに基づいて予算を計上している。

Q. 川越市のハラスメント根絶宣言について、厚労省からの自治体に対しての働きかけが大きくなっているという背景からの宣言か。

A. 不当要求ではないが、カスタマーハラスメントなどで職員も業務に支障を来たすことがあることから、市全体で宣言することによって、職員は毅然とした対応をして構わないという中身になっている。

## ○ 所感

川越市議会の取組は、ハラスメント事案を受けて、第三者委員会の速やかな設置と提言の具体化を行った点が大きな特徴である。大学教授・弁護士による調査から政治倫理条例の必要性が示されたが、任期内での対応を優先し、まずは平成31年3月にハラスメント根絶条例を制定し、令和5年に政治倫理条例を制定するという二段階方式を採用したことは、当市議会にも参考となる。

特に、研修会の実施を条例に明記し、「内容より継続して実施すること」が意識づけに効果があるという考え方のもと、毎年必ず研修を行っている点は重要である。講師選定の難しさはあるものの、年3回開催できる程度の研修費を計上し、市の基準に沿って運用している点も実務的であった。

条例施行から6年が経過し、議員が入れ替わってもハラスメント事案が発生していない背景には、制度として定着した研修の継続性と、条例が前提として共有されていることがあると感じた。

本視察を通じて、議会の自律性を高めるためには、ハラスメント防止の仕組みを制度として残すこと、定期研修による継続的な意識づけ、必要な予算措置の明確化が不可欠であることを強く認識した。



中村議長からの挨拶



視察の様子



議場にて

以上、令和7年7月23日～24日に実施しました、議会運営委員会行政視察の報告書といたします。

令和7年12月

大船渡市議会議長 伊藤力也様

議会運営委員長 佐藤優子